

業務管理体制（一般検査）対象確認表

1 一般検査対象確認

① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する場合

今回の一般検査の対象外
(※所管は厚生労働省です)

② 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が宮崎市内に所在する場合

今回の一般検査の対象
(※所管は宮崎市です)

③ 左記の①、②以外の事業者の場合

今回の一般検査の対象外
(※所管は宮崎県です)

2 事業所の数え方等

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
※例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。
※ただし、「障害者支援施設」が施設入所支援、生活介護、自立訓練を実施する場合は事業所数は1つと数えます。
- 所管は、根拠法令ごとに判断します。
※例えば、居宅介護事業所が県内の2以上の市町村に所在し、児童発達支援事業所が宮崎市のみ所在する法人の場合、障がい福祉サービス事業者等に係る検査は宮崎県、障がい児通所支援事業者等に係る検査は宮崎市が所管となります。